

## 令和2年度に実施する気候変動適応計画のフォローアップについて

- 平成30年11月27日に閣議決定した「気候変動適応計画」については、適切な進捗管理を行うために、定期的にフォローアップを実施する必要がある。（気候変動適応計画 P.13 第5節（2））

（前年度の取組内容についてのフォローアップ）

- 前年度の取組内容についての具体的なフォローアップ方法は、以下のとおりとしたい。
  - ① 関係府省庁が施策ごとに「個票」を作成する。
  - ② 原則として全ての施策で、進捗状況を把握するための指標を設定する。
  - ③ 設定する指標は、定量的なものが望ましい。
  - ④ 指標を活用し、分野ごとに施策の進捗状況を評価することも検討する。
  - ⑤ 結果は、報告書として取りまとめの上、推進会議で了承された後に公表する。

（現行の気候変動適応計画の総点検）

- 環境省では令和2年度に気候変動影響評価を実施する予定としている。令和3年度にはその内容を踏まえ、気候変動適応計画の見直しが予定されている。そのため、令和2年度のフォローアップでは、現行の気候変動適応計画の総点検を実施したい。

具体的には、環境省で適応計画に記載された内容について、過去も含めフォローアップの内容で漏れがないか確認し、確認できなかった場合、各府省庁に状況を照会する形で進めたい。

（気候変動適応関連予算の取りまとめ）

- 気候変動適応法の施行から令和2年度までの、政府における気候変動適応に関連する予算の取りまとめを実施したい。具体的には、以下のとおりとする。
  - ① 「適応を主目的とした事業」、「適応に資する事業」に分けて照会を行う。後者については、適応の予算のみを切り出すことが難しい場合、内数として回答いただきたい。
  - ② 照会にあたっては、基本的には適応計画に記載された内容に該当する事業予算での回答を想定している。環境省より、過去のフォローアップ個票に記載された事業ごとに、予算を記入する欄を設けたエクセルファイルを送付するので、該当する予算額で回答頂きたい。なお、平成30年度分についてすでに過去の個票で予算を記入されている場合は、環境省でその予算額も記入した形で照会する予定である。

### 【スケジュール（予定）】

2020年春頃 フォローアップ作業の依頼

2020年秋頃 フォローアップ報告書の取りまとめ、公表

<参考1> 気候変動適応計画（抄）

**第5節 進捗管理等**

（2）気候変動適応計画の進捗管理と見直し

これに加えて、気候変動適応計画を見直していくためには、計画に基づく施策の進捗状況を定期的・継続的に把握し、必要に応じて評価を行うなど、PDCAサイクルの下で的確に進捗管理を行うことが必要である。本計画の進捗管理については、これまでの平成27年適応計画のフォローアップの経験を踏まえて、関係府省庁により構成される「気候変動適応推進会議」においてフォローアップを行い、年度単位で施策の進捗状況を把握・公表していくこととする。その際、引き続き各府省庁において適切なアウトプット指標を設定し、年度ごとの指標の変化を確認すること等により、計画に基づく各施策の進捗状況を的確に把握していくこととする。